

医療・介護ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成30年10月29日
医療・介護ワーキング・グループ
座長 林 いづみ

1. 医療等分野におけるデータ・ポータビリティの実現

国民・患者の個人が生涯に亘る自身の医療・介護・健康情報を必要に応じて利活用できる仕組み（データ・ポータビリティ）の実現を視野に入れつつ、医療機関等の情報連携などにおいて健康・医療・介護分野データの共有・活用を阻害している規制改革に取り組む。

- (ア) 医療情報の流通性向上のため、システム・データフォーマット等の厚労省の支援による標準規格の拡充・普及促進
- (イ) 民間 PHR 推進のため、健診機関等からの健診情報入手及び本人開示の容易化
- (ウ) 地域医療連携ネットワーク等における第三者提供時の本人同意の在り方検討
- (エ) 医療ビッグデータの活用のため、行政機関保有の匿名化医療情報の民間（企業・研究機関）提供条件の緩和
- (オ) データポータビリティの実現に向け、行政機関、データバンク等、個人が転居・転職にかかわらず自身の情報を安心して託せる健康・医療・介護分野横断的なヘルスケア情報基盤にかかる法規制の研究・検討

2. 地域医療の担い手の確保

看護師による死亡確認を認める看取りガイドライン（情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン）において示されている一部の厳格過ぎる要件を見直し、医療現場の実態に即した修正等を検討する。

3. 外国人観光客に係る診療価格の見直し

外国人観光客（自由診療扱い）の増加を踏まえ、社会医療法人等一部の医療機関に課せられる税制優遇要件、すなわち「自費患者を診察した場合に請求する金額を社会保険診療報酬と同一の基準により計算すること」とされる要件緩和を検討する。

4. 医薬情報の提供に係る規制の見直し

医薬品について薬機法上の適切な「情報提供」と「広告」の区別をより明確化することで、製薬企業が患者に医薬情報を直接提供することを一定の条件下で可能とし、患者による当該情報へのアクセス改善を図る。

5. AMEDの行政手続コストカット

日本医療研究開発機構（AMED）と委託研究開発契約を締結する際の各種様式や手続の非効率等を洗い出し、研究機関や事業者が負担を感じている行政手続の削減を検討する。

6. 重点的フォローアップ

- (1) オンライン医療の普及促進
- (2) 社会保険診療報酬支払基金における審査の効率化・合理化
- (3) 医薬品医療機器総合機構（PMDA）の行政手続コストカット
- (4) 患者申出療養制度の普及
- (5) 機能性表示食品制度等の見直し

以上